

令和4年4月1日  
みよし広域連合  
(株)明和クリーン

## 一般廃棄物（可燃ごみ）処理業務に関する基本協定の締結について

みよし広域連合と(株)明和クリーンの間で一般廃棄物(可燃ごみ)処理業務の基本協定を締結しました。

現清掃センターは、昭和56年4月に稼働を開始し、稼働年数が40年を経過し、新たな施設整備が急務の状況となっております。

整備に向けては「ごみ処理施設整備基本構想」を策定し、平成29年に一般廃棄物処理施設建設用地選定委員会を開催し、委員会から提言された用地が、地元自治会等の同意が得られず断念をいたしました。

その後、令和2年9月より新たな委員構成による用地選定委員会を設置し、選定用地1か所が、令和3年5月28日に連合長に対し委員長・副委員長から答申されました。

一方、答申と同時期の5月18日に、(株)明和クリーンから管内に産業廃棄物及び一般廃棄物を処理できる「ごみ処理施設整備構想」の申し出があり、広域連合管内で排出する一般廃棄物の受け入れも可能であるとの提案を受け、昨年の7月以降、民間への委託処理の可能性について調査、検討を実施してきました。

処理方式の検証については、(株)明和クリーンから提示の施設整備の概要を定めた「一般・産業廃棄物焼却施設設置計画」及びみよし広域管内の一般廃棄物を受け入れた場合の「事業提案」を基に、民間委託処理方式及び自処理方式(公設公営)を比較し審査した結果、民間委託処理方式が実現可能性が高く、安全性・安定性においても、安全かつ安定したごみ処理が可能と考えられ、経済性等、総合的に民間委託処理方式が優位であると判断し、今後のみよし広域連合管内の可燃ごみ処理方式を民間委託処理方式と決定しました。

今後、早期の事業化に向けて民間事業者とともに取り組んでまいります。

### 【業務の概要】

- 1 業務名 : 一般廃棄物(可燃ごみ)処理業務
- 2 処理方式 : 民間委託
- 3 処理場所 : 三好市山城町下川字露口1471番 ほか
- 4 処理対象 : 一般廃棄物
- 5 業務開始 : 令和8年度(目標年度)
- 6 処理期間 : 業務開始より20年間

【それぞれの主な役割(予定)】

みよし広域連合

- ・一般廃棄物(可燃ごみ)処理に必要となる経費の負担
- ・収集車ルートの特避所整備
- ・ごみ処理に係るモニタリング

株式会社 明和クリーン

- ・環境影響調査
- ・施設の設置及び処分業許可申請
- ・建設用地の確保
- ・施設の建設及び運営
- ・地元住民との合意形成
- ・地域の雇用対策及び環境改善

【締結式の様子】



(写真 向かって左側より)

- ・みよし広域連合議会 議長 木下 善之
- ・(株)明和クリーン 代表取締役 楠本 隆文
- ・みよし広域連合 広域連合長(東みよし町長) 松浦 敬治
- ・みよし広域連合 副広域連合長(三好市長) 高井 美穂